

岐阜大学応用生物科学部動物実験審査委員会細則

平成19年10月1日

細則第98号

(趣旨)

第1条 岐阜大学応用生物科学部における動物実験を適正に行うため、国立大学法人岐阜大学動物実験取扱規程（以下「規程」という。）第12条第1項第2号の規定に基づき、応用生物科学部に応用生物科学部動物実験審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し必要な事項はこの細則の定めるところによる。

(審議事項等)

第2条 委員会は、規程第5条第3項の規定により付託された応用生物科学部における動物実験計画に関する事項及び当該計画の実施の可否を審議又は調査するとともに、次に掲げる事項を審議する。

- 一 動物実験施設の利用に関する事。
- 二 動物実験施設の環境保全に関する事。
- 三 動物環境制御室及び動物体焼却炉の管理運営に関する事。
- 四 その他動物実験を適正に行うために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者、その他学識経験を有する者を主体として構成するものとし、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 応用生物科学部の実験動物管理者 2人
- 二 各課程及び学科から選出された者 各1人
- 三 その他応用生物科学部長が必要と認める者

2 前項第2号及び第3号に規定する者は、応用生物科学部長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長の選出は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長は、必要により他の委員会との調整をはかる。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員は、審査の対象となる動物実験実施者である場合には、その審議に参加することはできない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

4 動物実験計画の審査については、次の判定により行うものとする。

- 一 承認
- 二 条件付き承認
- 三 不承認
- 四 非該当

5 審査の対象となる動物実験実施者は、委員会の要請があった場合には、委員会で当該実験計画を説明しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(動物実験計画の申請)

第8条 動物実験責任者は、動物実験等を実施又は変更等するときは、規程第15条に定める手続きに従い、動物実験計画書又は動物実験計画(変更・追加)承認申請書を委員長に提出するものとする。

(審査結果の通知)

第9条 委員長は、動物実験責任者に第6条第4項に定める判定により審査結果を通知するものとする。この場合において、審査結果が条件付き承認のときにはその条件を、不承認又は非該当のときにはその理由を付記するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、応用生物科学部事務部において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営又は動物実験の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 岐阜大学応用生物科学部動物実験委員会規程(平成16年岐阜大学応用生物科学部規則第12号)は、廃止する。

附 則

- 1 この細則は、平成20年10月15日から施行する。
- 2 岐阜大学応用生物科学部動物実験指針(平成16年岐阜大学応用生物科学部規則第13号)は、廃止する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。